補助金の支払額について

県は各法人の交付申請額と国保連合会による補助金算定額を比較し、いずれか低い方の金額を６月末に法人へ支払います。

なお、補助金算定額が交付申請額を超過した法人においては、10月に変更交付申請を提出した場合に、12月下旬に超過額を支払う予定です。





**補助金の返還について（重要）**

10月の実績報告書提出時点までに、「法人が人件費や職場環境改善に要した経費」が「県から法人への補助金額」以上とならなかった場合は、障害福祉（障害児支援）人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱（国実施要綱）にもとづき、県から法人へ支払済の補助金を全額返還いただくこととなっております。

つきましては、一時金等に充当するなどして、改善額が補助金額以上になるように改善をお願いいたします。

左記の例の場合、県から法人への補助金額10万円を全額返還いただくことになります。

(参考)イメージ図

＞

県から法人への補助金額

例：10万円

法人における改善経費

（一時金・職場環境改善経費）

例：9万9,999円